

令和8年度

福祉開発助成のご案内



社会福祉法人 黎明会

社会福祉法人 黎明会では、社会福祉に関する
先駆的な研究・実践活動等を行う団体に助成
を行っております。

助成額
上限 **50** 万円
(1件あたり)

社会福祉法人黎明会

福祉開発援助事業

★令和7年8月1日から令和8年度の福祉開発

援助事業の公募をスタートします！！

★社会福祉法人黎明会では、社会福祉の先駆的な
事業を行っている方々を応援しています！！

★ 募集要項の詳細はホームページに掲載する
予定です。

★ <http://www.reimeikai.or.jp/>

社会福祉法人黎明会
福祉開発援助事業担当

お問合せは
こちらへ

TEL : 042 - 346 - 6611

募集要項概略

- **援助事業の内容**
社会福祉に関する先駆的な研究・実践活動等に援助する。
- **援助の対象**
社会福祉に関する民間事業で、公的補助や民間機関からの助成を受けていないこと。
- **応募要件**
 - ①国内の社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、一般財団法人等の公益活動を行っていること。
 - ②継続的な活動実績があること。
 - ③団体の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に偏っていないこと。
- **援助額**
1件あたり上限50万円とする。

令和8年度 社会福祉法人黎明会 福祉開発援助事業 募集要項

社会福祉法人黎明会では、以下の内容で福祉開発の振興に関わる援助を行います。

1. 援助事業の内容

社会福祉に関する先駆的・開拓的な研究・企画・調査・実践活動等を行う団体又は個人に対して援助を行う。

2. 援助の対象

当法人が行う援助の対象は社会福祉に関する民間の事業で、原則として公的補助又は他の民間機関からの助成と重複しないことを条件とする。なお、同一事業については、3カ年度を限度とする。

3. 援助額・援助件数

- ・総額1,000万円。
- ・1件当たりの援助額は上限50万円（次年度以降への繰越は行わない。）とし、20件程度の援助を予定。（なお、事業内容から特に必要と認められる場合に限り、80万円を限度として援助することができる。）

4. 応募要件

援助事業を受けようとする団体又は個人（以下「申請者」という。）は、原則として国内に存在する社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）、ボランティア団体、一般（社団／財団）法人等、公益活動を行っており、社会的信用を有し、かつ以下の要件を満たしている者とする。

- （1）継続的な活動実績があること。
- （2）申請者の団体の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に著しく偏っていないこと。
- （3）海外に所在する者から援助申請があった場合は、理事長の承認を経て申請者となることができる。

5. 公募期間

令和7年8月1日～令和7年9月30日（消印有効）とする。

6. 応募方法

公募期間内に申請者から当法人宛に申請書・添付資料を郵送すること。

なお、申請書最下欄の「社会福祉協議会のコメント」欄は当該事業所所在地の市区町村の社会福祉協議会等によるコメントが記入されていることが望ましい。

7. 援助の選考及び決定

当法人の選考委員会にて選考の上、理事会の承認を受けて理事長が決定する。

できるだけ多くの事業へ援助を行うため、援助額が希望金額を下回ることがある。

決定は令和7年12月頃、援助は令和8年4月の予定。

8. 事業実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

9. 援助事業の報告

実施事業の完了後2カ月以内に事業報告書及び援助金収支明細（統一フォーム）等を提出いただく。

（申込書送付先）

〒187-0032 東京都小平市小川町1-485
社会福祉法人 黎明会 法人本部総務局
福祉開発援助事業担当（担当：坂部）まで
（TEL）042-346-6611 （FAX）042-345-5975